冷蔵倉庫チェック表

所有されている倉庫が今回の改正の対象となる「冷蔵倉庫」に該当するか、以下の表に沿って確認を お願いします。

非木造の倉庫である

いいえ

非木造の倉庫とは、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、 軽量鉄骨造、コンクリートブロック造など、木造ではない倉庫のことです。



倉庫内は摂氏10度以下に保つことができる

いいえ

常に摂氏10度以下に保たれていることが要件です。



倉庫そのものに冷蔵機能を備えている

いいえ

倉庫そのものが冷蔵庫になっており、直接内壁が冷気にさらされているものが 対象です。倉庫内に冷蔵庫を設置しているだけものなどは対象となりません。



一般倉庫として評価されている

既に用途:「冷凍倉庫」として評価されているものは調査済みですので連絡は

不要です。用途は平成22年度課税明細書等でご確認ください。



はい

ご連絡をお願いします

実地調査をさせていただきますので、ご協力をお願いします。

<連絡先>

境港市総務部税務課固定資産税係 TEL 0859-47-1018

今回の改正による変更はありません。